

岩手県告示第 1071 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
相上歯科医院	盛岡市高松三丁目 6 番 1 号	平成 18 年 11 月 10 日
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田第 5 地割 66 番地 1	平成 18 年 11 月 1 日
アイン薬局山田店	下閉伊郡山田町山田第 5 地割 66 番地 18	”